

事務連絡

令和4年2月4日

支部長各位

静岡県理容生活衛生同業組合
理事長 林 敏也

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の取扱いについて（改正）

日ごろより当組合の諸事業推進につきましては、格別なるご指導ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年2月2日付の事務連絡におきまして理容業従事者の濃厚接触者の待機期間（陰性確認後、5日目から解除可能）についてご案内をいたしました。が、濃厚接触者の取扱いについて静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課より通知がありましたのでご連絡いたします。

現在の感染状況等を踏まえ、理容店におきまして感染者が確認された場合には、濃厚接触者の特定を事業所（理容店）自らがを行い、濃厚接触者リストを事業所（理容店）が作成し保健所に提出する流れとなりました。

つきましては、別添4の資料を確認いただき、貴支部員への周知及び事業所（理容店）内の濃厚接触者の特定等への協力をお願いします。